

2021年5月24日

各 位

会 社 名 ダイヤ通商株式会社
代 表 者 代表取締役 井 沢 宅 蔵
(JASDAQ・コード:7462)
問 合 せ 先 管理部マネージャー 新島裕一
電 話 03-5977-1567

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、本年6月下旬開催予定の当社第72回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 移行の目的

当社はこれまで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでまいりましたが、このたび、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会の業務執行権限の一部を取締役に委任することにより、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的としております。

2. 移行の時期

本年6月下旬開催予定の当社第72回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除。

②社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定への変更。

(2) 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年6月25日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1条 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員により、また補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は5名以内とし、<u>監査等委員である</u>取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 <u>当社の監査等委員である</u>取締役及び<u>監査等委員でない</u>取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p><u>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。当該選任決議は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、上部取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または磁氣的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役社長 1 名を選定する。<u>また、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から</u>、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または磁氣的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免責) <u>第 30 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) <u>第 31 条</u> 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) <u>第 32 条</u> 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) <u>第 33 条</u> 監査役は、株主総会によって選任する。</p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第 34 条</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第 35 条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。</p>	<p>(取締役の責任免責) <u>第 31 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) <u>第 32 条</u> 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p><u>2. 監査等委員会を招集するには、会日より 3 日前までに、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3. 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第 33 条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免責)</u> <u>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める</u></p>	(削除)
<p>第 6 章 会計監査人 <u>第 42 条～第 44 条 （条文省略）</u></p>	<p>第 6 章 会計監査人 <u>第 34 条～第 36 条 （現行どおり）</u></p>
<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算 <u>第 46 条～第 49 条 （条文省略）</u></p>	<p>第 7 章 計 算 <u>第 38 条～第 41 条 （現行どおり）</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、監査等委員会設置会社への移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>